

## 2005年度(平成17年度)第3回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2005年度(平成17年度)第3回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2005年(平成17年)11月30日(水) 午前9時00分～10時30分  
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

### 3 出席委員名

富田委員, 中山委員, 坂本委員, 三谷委員, 相原委員

### 4 出席した職員

岡崎助役, 建設局長, 建設局参与, 建設管理部長, 土木部長, 農林土木部長, 都市部長, 建築部長, 下水道部長, 水道局業務部長, 水道局工務部長, 契約課長, 建設政策課長, 技術検査課長, 道路維持課長, 港湾河川課長, 建設第1課長, 水道局経理課長, 水道局配水課長, 営繕課長

### 5 会議の概要

#### (1) 岡崎助役挨拶

国, 県をはじめ全国の他都市においても, 入札・契約制度の適正化については, 重要課題として位置づけ, 様々な取組みがなされているが, 本市においても, この委員会の意見を踏まえ, より一層の改善に取り組みたい。

#### (2) 委員等の紹介

委員及び建設局長以下関係部課長の紹介

#### (3) 委員長の互選について

委員の互選により, 富田委員を委員長に選出した。

#### (4) 委員長職務代理者の指名について

委員長が, 坂本委員を職務代理者に指名した。

#### (5) 委員会の運営について

審議する案件は, 事前に担当の委員が抽出すること, 委員の順番は, 坂本委員(今回), 三谷委員, 相原委員, 富田委員, 中山委員の順番とすること, 審議案件は, 通常5件抽出することを確認した。

(6) 前回の入札監視委員会の意見について

契約課長から次のとおり説明を行った。

「予定価格を事前公表しない入札方法を検討してほしい。」という意見については、予定価格の非公表については、これまでも、この委員会で何度かご意見をいただいている。

昨年度における中核市35市の調査データによると、予定価格の事前公表を行っている市が本市を含めて34市あり、その内、本市を含め25市が事前公表を行う前に比べて落札率が低下している。

先月、建設業団体、国土交通省、中国地区の自治体に参加して開催された、建設業協会中国ブロック協議会の中で、国土交通省から、「予定価格の事前公表は、建設業者の見積もり努力を損なわせ、その結果、不良不適格業者の参入を容易にするなどの弊害があるため、必要に応じて改善する取組みを行っていく」という考え方を示したとの報道がされている。

本市としても、来年度の入札・契約制度の改善に向けて検討したいと考えているが、予定価格を事前公表しない場合のデメリットもあるので、総合的に判断する必要があると考えている。

(7) 抽出案件の選定理由について

坂本委員から次のとおり説明を行った。

公募型指名競争入札から、契約金額が大きく、落札率も極めて高いものを1件、指名競争入札から、落札率が高いものと低いものを、予定価格とは何かを議論する素材として2件選定した。

また、水道局の指名競争入札の中で、契約金額が最も高く、落札率も高いもの1件を選定した。

(8) 抽出案件の審議

ア 漁港改修工事（田尻漁港）（17 - 2工区）

イ 緊急箇所整備工事（津之郷奈良津線）

ウ 小口径管推進工事（国補第17工区）

エ 次亜塩注入棟築造工事

アからエについて、契約担当課長又は工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行った。

(9) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

ア 指名除外措置運用状況

イ 低入札価格調査制度の運用状況

ウ 談合情報対応状況

アからウについて、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(10) 次回委員会の開催日程について

2月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(11) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

今回の事案の抽出は、本年10月から12月分を対象として、三谷委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 前回の入札監視委員会の意見について

Q1 予定価格を事前公表しない場合のデメリットとは何か。

A1 予定価格を隠すことになるため、入札にあたって予定価格を探ろうとする不正な行為が起こる可能性や、公表することと公表しないことを比較すると、公表しないことは透明性や公正性の確保が損なわれるという指摘もある。

(2) 抽出案件の審議

ア 漁港改修工事(田尻漁港)(17-2工区)について

Q2 公募型指名競争入札について、入札参加資格者は何者以上という規定はあるのか。

A2 入札参加業者数について、数を定めた規定はない。

Q3 入札参加資格を決めた根拠はあるのか。

A3 720点以上というのは、土木一式工事における市内業者のBランク業者である。一般の土木一式工事は、陸上の工事が多いが、この工事は海の工事で浚渫等の特殊な工事であり、海岸工事等の経験がないと施工が難しいため、その施工実績を求めた。

Q4 入札参加資格で相当の工事实績及び技術者の経験を求めたとあるが、「相当の」というのは、どういう意味か。

A4 具体的にこの工事と同種の施工実績を求め、それを証明する書類の提出を求めたという意味である。

Q5 その後、変更契約はしていないか。

A5 現在施工中であり、来年3月末に完成予定であるため、その時点で若干の変更は予想される。

Q6 入札価格表を見ると、入札金額があまりにも揃いすぎていると思う。市としては、これはどういう理由であると分析しているのか。

A6 入札時に工事費内訳書の提出を求めている。それを分析すると、市の設計金額に近い金額で見積もりされている。なぜ市の積算に近い金額で見積もりされているかは分からないが、港湾工事では業種的にガット船を使ったり、ケーソンの運搬、船のリース等、自社でできないような工種もあり、専門業者の見積もりを取った上での積算により、このような金額になったのではないかと推測している。

Q7 この工事は特殊な工事なので、施工できる業者は比較的限られてくるのか。

A7 市内業者で同種の施工実績があるのは、16者程度であった。

Q 8 こういう工事では、予定価格の90数%というところに大体揃ってくるのが普通なのか。

A 8 この田尻漁港改修事業は、2003年度（平成15年度）から行っている。過去、浚渫工事と土木一式工事の二つの工種で発注している。当初、浚渫工事で低入札があった。これは、市内に営業所を有している市外業者も指名した中で、受注意欲が強かったためである。昨年も浚渫工事を発注したが、これは低入札とならなかった。

Q 9 漁港のように特殊な工事の場合、施工可能な業者が限定されるため、話合いがなされる恐れがある。そういう特殊な工事については、予定価格の事前公表はしない方がいいのではないかと。施工業者が限定される工事は、大体94～95%で落札している場合が多い。過去の入札監視委員会の論議では、時には予定価格を事前公表しない方がいいのではないかとする意見があった。

A 9 予定価格と入札金額の関わりについては、予定価格を示すことによって、予定価格が目安となって話合いが行われやすいというデメリットの部分は従前から指摘されている。工事の積算については、業者の積算能力も高まってきており、本市の設計金額に近づいているのは事実である。ただ、予定価格を事前公表しているため、積算金額がたとえ予定価格を上回っても、上回った金額での入札はできないため、予定価格を下回った価格で入札することになる。そうすると、特に受注意欲を示さなければ、予定価格に近い金額になるのではないかと考えている。

Q 10 田尻漁港の工事は、今後も発注予定はあるのか。

A 10 この工事は、2003年度（平成15年度）から2008年度（平成20年度）まで、施工予定である。

Q 11 業者の受注意欲を促進し、また市の貴重な予算を節減するためにも、予定価格を事前公表しない方法を検討できないか。

A 11 来年度に向けての入札・契約制度の改善の中で、このことを含めて検討していきたい。

Q 12 過去の施工実績を重視するとのことだが、競争性を高めるために、もっと参入しやすいようにはできないか。

A 12 施工実績がないと、なかなかできる工事ではない。競争性を高めるのであれば、市内業者に限らず県内業者も参加できるようにするのが適切ではないかと考えている。

Q 13 この工事の予定価格は、どうやって決めるのか。

A 13 この工事は、県の技術センターに委託し、標準設計歩掛りにより積算した。

イ 緊急箇所整備工事（津之郷奈良津線）について

Q 14 仕様書の閲覧から入札日までの期間が1週間しかないが、これが通常なのか。

A 14 入札日までの期間は、工事の金額に応じて建設業法に見積期間の定めがある。多くの場合は、見積期間を短縮している。この工事の場合、10日間を短縮して5日間を見積期間としている。

Q 15 落札した業者が、数日後に指名除外処分を受けている。指名除外処分の前に入札をしているのは、何か不自然さを感じる。市は、7月15日の入札日時時点で、この業

者が指名除外事由に該当するという情報を知っていたのか。

A15 新聞報道により7月18日にその情報を得たため、直ちに指名留保措置を行った。

Q16 指名留保措置はどのようなものか。

A16 指名除外措置を行うためには、指名審査会に諮るという手続きが必要となり、時間がかかるため、情報を得た時点で直ちに指名留保措置を行い指名をストップし、その後、正式に指名除外措置を行った。

Q17 措置は、逮捕の時点でできなかつたのか。

A17 指名除外措置は、「不正又は不誠実な行為」という措置要件に該当するが、その要件は、罰金刑を宣告されたこととされているため、逮捕時点では措置していない。逮捕時点で措置する例としては、「贈賄」、「談合」などがある。

Q18 逮捕の事実がわかっている、あえて指名業者に入れたのはなぜか。

A18 指名除外措置は、刑の確定をもって行う取扱いとしているため、逮捕の時点では指名留保措置をしていない。

Q19 逮捕の時点で指名除外を行ったり行わなかったりする場合はあるとのことだが、明確な基準はあるのか。

A19 措置時点は、本市の指名除外基準要綱に、要件ごとに定めている。

Q20 工事の内容とすれば、あまり難しい工事には思えないが、技術的にどのような工事なのか。

A20 工事内容は、通行者の安全を守るために、水路の蓋掛けをして道路として利用する工事である。民家の間口の工事であり、苦情の対応・調整や協議が非常に煩雑であるため、難易度の高い工事であると考えている。

Q21 入札金額が予定価格の99.4%という業者がいる中で、工事施工場所に一番近い業者が落札している。権利として一番近い業者が落札するという業界のルールがあるのではないか。市の中心部で、わざわざ近い業者を指名する必要はなかったのではないか。

A21 業者の選定は、工事施工場所からの距離を考慮して、指名している。あえて遠くの業者を指名して競争性を高めることも考えられるが、指名の考え方として、なぜその遠い業者を選んだかが説明しにくい。そういう意味で今年度、公募型の拡大に取り組んでいるところであり、今後も更に公募型の拡大をすすめていきたいと考えている。

ウ 小口径管推進工事（国補第17工区）について

Q22 落札金額は、予定価格からかなり低い金額となっている。どの項目が、市の積算と違っていたのか。

A22 低入札の聴取り調査を行った。業者の見積もりは、直接工事費は市の積算の約8割だった。業者と市の積算との乖離があるのは、現場管理費及び一般管理費、いわゆる会社の運営経費の部分である。落札業者は、この工事について受注意欲が非常に高く、諸経費については、会社の年間運営経費の中で考慮するとのことだった。

Q23 直接工事費は2割位の差であるが、市の積算は、その会社の利益部分を4割位見えていたということか。

A 2 3 市の積算では、大体4割位が現場管理費と一般管理費になる。若干違いはあるが、どの工事でもほぼ同じである。

Q 2 4 建築工事でも、それ位の比率なのか。

A 2 4 調査基準額は、72～77%の範囲が多い。落札者としめない基準は、さらに2割以上、下まわった場合である。この工事は、経費がかなり高い工事であり、建築工事の場合は、ここまで圧縮できないと考えている。

Q 2 5 建築工事の場合、赤字ぎりぎりの場合がよくあるが、土木工事の場合もよくあるのか。

A 2 5 市の積算の諸経費率は、国・県の率と同じであるが、下水、維持、河川工事など工種が異なれば、率はすべて違ってくる。

Q 2 6 公表されている経費率を、いつも同じように使うのは、いかがなものか。

A 2 6 個々の工事によって、諸経費率を変えることは困難であり、そういう事例はない。

#### エ 次亜塩注入棟築造工事について

Q 2 7 配管工事は、複雑なものなのか。

A 2 7 工事内容は、当該建築物の支障となる300mmの配管を移設するものである。

Q 2 8 内容は、極めて単純な工事にとらえてよいか。

A 2 8 この建物は塩素を次亜塩酸に変えるための施設である。棟高8.5mの吹き抜けの3階建相当の建物で、三面が壁で、一面が全面シャッターであり、単純な工事とは考えていない。

Q 2 9 入札金額にもう少し開きがあってもよいのではないか。Cランクの業者は、該当する業者がいなかったのか。A - Bランクの業者に限定した理由は何か。

A 2 9 市の建築一式工事における発注標準表により、この工事の金額に対応する業者の等級は、A - B - Cランクであり、工事内容は、棟高8.5mの吹き抜けの建物であるため、施工管理・安全管理・品質管理に適切に対応する必要があることから、A - Bランクの業者から選定した。

Q 3 0 落札した業者は、現場から近いのか。

A 3 0 本社は、地吹町にある。

#### (3) 談合情報対応状況について

Q 3 1 A社が過去落札した状況について、遡って精査はしていないのか。

A 3 1 特に調査していない。

Q 3 2 A社と名乗る者は、はっきりしていないのか。

A 3 2 誰か特定できていない。

Q 3 3 この件はこれで終わりなのか。

A 3 3 この件は、これで落着いたものと考えている。限りなく黒に近いグレーの部分があるが、捜査権がなく限界を痛切に感じている。落札決定後A社に対し、契約に当たって、「後日、談合の事実が明らかになった場合には、契約を解除するとともに違約金を徴収する」旨、通告した。